

支部ニュース

2017年7月 No. 524

発行 自由法曹団東京支部

〒112-0014 東京都文京区関口 1-8-6

メゾン文京関口II 202号

TEL03-5227-8255 FAX03-5227-8257

郵便振替 00130-6-87399

メールアドレス dantokyo@dream.com

| | |
|---|----------|
| ●共謀罪、加計疑惑、改憲 ～ 綻びだらけの安倍政権を終わらせる ～ 山添拓団員による自由法曹団東京支部緊急情勢報告会 | 1 |
| ●共謀罪反対の取り組み | |
| ※共謀罪創設法案反対の闘いを振り返って | 4 弓仲忠昭 |
| ※八王子合同法律事務所の共謀罪法阻止の活動と今後の取り組み | 5 白根心平 |
| ※共謀罪に対するとりくみ：これまでとこれから | 6 菊地智史 |
| ●社会保険庁分限免職処分取消請求訴訟 東京地裁で一部勝訴判決 | 7 三澤麻衣子 |
| ●Chubb 損保（チャブ損保）事件勝訴 ～グレード降格・減給を人事権濫用で無効とした東京地裁判決～ | 8 今泉義竜 |
| ●埼玉×三多摩憲法ミュージカル「キジムナー」 | 10 森田めぐみ |
| ●東京都議会議員選挙弾圧対策本部の活動報告 | 11 樋谷賢一 |
| ●学習会「家庭教育支援法って何？」ご参加を！ | 12 仲里歌織 |
| ●2017年11月11日 第11回東京働くものの権利討論集会へご参加を | 12 大久保修一 |
| ●杉並総合法律事務所開設（正確には移転）のお知らせ | 13 三浦佑哉 |
| ●はじめまして 新入団員自己紹介 | 13 佐野千春 |
| ●東京支部の今後の取り組み | |
| ※秋以降の安倍政権による改憲に備え、 サマーセミナー（8月25日～26日）にご参加ください！ | 14 船尾 遼 |
| ※7月渋谷・新宿地域幹事会のお知らせ | 15 長尾宜行 |
| ●6月21日幹事会議事録 | 16 |

共謀罪、加計疑惑、改憲

～ 綻びだらけの安倍政権を終わらせる ～

山添拓団員による自由法曹団東京支部緊急情勢報告会

1 通常国会閉会と街頭の変化

通常国会はご承知のとおり 18 日、実質的には 16 日で終了した。情勢としては共謀罪法の強行採決、加計学園を巡って後から後から後から文書が出てきたり、萩生田氏の問題も出てきた。印象として、疑惑の焦点が萩生田氏になってきてからメディアがさっと引いた。疑惑の本丸に近づくことによって、マスコミ及び官邸が手を結んで疑惑から目を逸らそうとしていると思う。

私が街頭で都議選に向けて訴えているなかで、大きく世論は変わってきていると感じる。安倍政権に対する怒りや、ここまでやるのかという声をかけてくる方、手を振って反応してくれる方が増えた。世論調査で内閣支持率が軒並み 10 ポイント程度下がっているというのもそれを表している。

今日は共謀罪法の強行採決の経過及び加計学園疑惑がどういう状況まできているのかということを中心に話をさせていただきます。

2 共謀罪法強行—追い込まれた末の暴挙

(1) 中間報告

6 月 14 日（水）の議事予定は、議題としては大きく分けて 3 つだった。1 つ目に採決するだけの一群、2 つ目に山本幸三国務大臣の問責決議案、3 つ目に金田勝年法務大臣の問責決議案。午前中 10 時から始まる本会議で、おそらく 3 時間位かかるだろうということだった。ところが、朝の段階で与党側から、山本問責決議案と金田問責決議案の間で休憩を入れたいという話が出てきた。休憩後は 13 時からの再開で金田問責決議案ということだった。ここからそもそも予定と違っていた。

そして、休憩が入った後は、「『法務委員会において審査中の組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律等の一部を改正する法律案について、速やかに法務委員長の中間報告を求めることの動議』をこの際の議題とすることの動議」が追加されることになっていた。その後、色々あったが、基本的には中間報告に向けた採決が進んでいくことになる。

6 月 15 日（木）には参議院本会議は、衆議院の方で内閣不信任案が出されたこともあり、午前 2 時 30 分からの再開ということになった。中間報告による採決には何段階かの過程を経ることになる。まず「中間報告を求めることの動議」というのを最初に採決し、次に「法務委員長の中間報告」、「中間報告があった法案を議院において直ちに審議することの動議」を採決し、そして最後に法案の採決へという流れになっている。「中間報告があった法案を議院において直ちに審議することの動議」については、あくまでも「審議」なので質疑ができるじゃないかということで共産党で質疑を求めたところ、確かに前例があるということで質疑ができることになった。そして最後まで質疑を行い、採決ということになったのが 14 日から 15 日かけての徹夜国会。朝まで完全に徹夜というのは相当久しぶりのようで異例のこと。

14 日から 15 日かけて記名投票を 13 回繰り返した。中間報告という手法をとったがために、何度も登壇を繰り返すという異常な事態になった。

法務委員会での審議がどうだったかという、衆議院で対政府質疑が 30 時間 20 分、参考人質疑が 5 時間 50 分。こういった重大法案でこれで十分かという問題がもちろんあるが、一応与党側が主張していた 30 時間目安というのは実際に行われたことになる。ところが参議院でどうだったかという、当初与党側は参議院も衆議院なみにということで 30 時間を予定していた。途中から 3 分の 2 でいいんだと言い出して、対政府質疑 17 時間 50 分、参考人質疑 5 時間で終わっ

てしまった。私の質疑が終わって、次の質疑中に問責決議案が提出されたことにより後の予定が流れてしまったので、議事録上、共謀罪法案の最後の質疑は私ということになってしまった。本当に、質疑時間としても十分ではない審議であったと思う。

(2) 審議するほどあいまいになる共謀罪

中身の話になるが、共謀罪法というのは審議すればするほど疑問や矛盾が膨らんでくるもの。

6月1日の松宮孝明教授の参考人質疑を境に、あらためて問題点がクローズアップされたと感じている。「組織的犯罪集団」とはいったい何なのか。現行法第2条1項「団体」の要件である、「共同の目的」、「多数人の継続的結合体」、「組織（指揮命令に基づく任務分担）」として反復」というものに、法案第6条の2第1項によって限定を加えたと主張するが、全く限定になっていない。現行法は組織的な罪を重くするものとして規定されているが、共謀罪は普通であれば罪にならないものを処罰するものという意味で大きく異なる。「実行準備行為」の法的性質すら明らかにされていない。

自分が街頭で訴えるときは、そもそも曖昧にしておきたいという意向があるから曖昧なんだと言うようにしている。秘密保護法、安保法制、共謀罪というのは3つでセットなんだと自民党の議員もあからさまに言っている。結局、戦争する国を作っていくというときに、その流れの中での共謀罪ということが明らか。

(3) プライバシー侵害の実態と懸念

法制局刑事局長の答弁では、任意捜査の対象とするのは「計画」の後、「実行準備行為」の前と言っているが、それが守られるという根拠は何もない。大垣市民監視事件でも問題になっているが、警察が目をつけたら情報収集するというようなことは許されるべきではない。警察活動にどう縛りをかけていくのか、ということも今後の課題だと思う。

法務委員会も全体も含めてだが、プライバシーが覗かれているかもしれないという恐怖感に対して極めて鈍感な人が多かった。そのような感覚がこの法律を作らせてしまったのだと思う。そういう感覚こそが、ケナタッチ書簡の形で国際社会から批判されている。

(4) 今後のたたかい

安倍政権は共謀罪が成立したとしても、「濫用することはない」と言っている。しかし、治安維持法下の横浜事件も知らず、国会法を濫用して中間報告という形で共謀罪を成立させた政権を誰が信用できるのか。

野党4党で共謀罪を廃止するという一致点を見出してこれから活動を続けていけるかということが大事になってくる。

3 加計疑惑——安倍政権の本質が浮き彫りに

「10/21 萩生田副長官のご発言概要」を見ていただきたい。ここまで書いているので真っ黒だろう。しかし、官邸、内閣府は勝手に役人が作ったものだと言っている。加計疑惑については官邸もかなりピリピリしている。参議院予算委員会の集中審議において、野党議員の質問の際に、首相補佐官という「政府の人間」が来て大声で野次を言い質問妨害をする。単に、与党議員が来るというのではなく政府の人間が来るというのが大きな問題。それ位異常なことをしてでも構わないといけない問題ということだろう。

何らかの形で国会を開かせる、少なくとも安倍の勝手な記者会見では終わらせないという姿勢が今後の活動で大切になってくると思われる。

4 改憲派の焦りと戸惑い

資料の説明。日本会議の伊藤哲夫氏が去年の9月に「明日への選択」に寄せている『「三分の二」獲得後の改憲戦略』という記事。安倍氏が今言っていることがだいたい出てきている。要するに、護憲派の4党を分断するための新たな改憲戦略。

もっと露骨に書かれているのが、同じ日本会議の小坂実氏が同誌11月号に寄せている『今こそ自衛隊に憲法上の地位と能力を！』という記事。「以上は一例に過ぎないが、「戦力」の保持を禁じ、

自衛隊の能力を不当に縛っている九条二項は、今や国家国民の生存を妨げる障害物と化したと言っても過言ではない。速やかに九条二項を削除するか、あるいは自衛隊を明記した第三項を加えて二項を空文化させるべきである。」という部分。

6月8日朝日新聞、下村博文自民党幹事長代行に関する記事を見ていただきたい。多くの自民党議員の率直な意見だろう。

5 都議選で審判を

[質疑応答]

Q. 都議選の関係で、小池氏の豊洲、築地両立発言に関してはどう考えているか？

A. 個人的には、豊洲移転を表明した、ということだろうと思う。しかし、5年後に戻す、戻ったときにはテーマパークと言う。今の築地とは別のものだろう。もう少し詳しく調べないと、細かい部分までは判断しかねる。

Q. 任意捜査を行なうのは計画の後、実行準備行為の前と言われているとのこと。しかし、実行準備行為を見ないで計画をしたということがどのようにしてわかると考えているのだろうか。

A. 実行準備行為が何か、というのは計画の前段階ではわからない。しかし、計画が行われたという情報が入れば実行準備行為が行われる前であっても、実行準備行為について嫌疑が生じるという考えのようだった。つまりタレコミであるとか。計画の段階から捜査するというのは絶対に譲らないようだった。

共謀罪については罪質論についても全く問われていないように思う。「なぜ、予備や未遂が処罰されていない罪について、共謀段階で処罰するのか」ということを質問すると、「組織的犯罪集団が計画をし、実行準備行為までしているということが総体として危険だから」と言う。では、集団が危険だから処罰するのかというところではないという。なぜなら、保護法益はそれぞれの犯罪が保護しようとする法益だから。そうすると、保護法益侵害の危険性の大きさと法定刑が決まってくる。強盗でいえば予備よりも共謀段階の方が法定刑が重い。逆に予備の方が重い罪もある。未遂処罰の規定がないのに共謀罪にはひっかかるという罪もある。体系的に整合性のある説明できない。

Q. 萩生田文書について

A. 文科省の問題であって文科省の問題でない、内閣府の問題。

思っているよりメディアで盛り上がってないのは、報道に関してストップがかかっているのだろう。

政治を歪めているのはこの問題だけでないだろう、リニア問題もしかり。通訳案内士法に関して業務独占廃止の問題というのがあった。観光庁は猛反対していたが、規制改革推進会議で廃止の話が出て、結論ありきで話が進んでいった。最初から結論ありきで話が進んでいくというのがはびこっている。

Q. 豊洲以外での主な問題は？

A. 今一番大きいのは国保料の値上げ。都道府県の事務ということになるので、都で一括の取扱いとなると、地域ごとに独自の取り組みで値下げしていた分がなくなるので値上げということになる。その他にも暮らしに関わる論点が色々ある。

Q. 共謀罪これからどういう観点で話していけばいいか。

A. 共謀罪は治安維持法よりタチが悪い。治安維持法は、国体の維持という目的があったが、共謀罪にはそれがなくあらゆる人が対象になる

廃止にむけて活動していくしかない。法律をどう運用していくのかチェックして、実際の運用を

あぶりだしていくということが必要

安倍政権のもとでの憲法9条改悪に反対ということで野党4党反対という合意はできた。それは重要なことであり、野党分断されないように、共闘の事実を今の段階から作っていくということが大切。

(この原稿は6月21日の山添拓団員による学習会の内容を東京支部で編集したものです)

共謀罪反対の取り組み

共謀罪創設法案反対の闘いを振り返って

たんぼぼ法律事務所 弓仲 忠昭

はじめに

自公政権とその補完勢力は、高まる反対の世論を無視し、「中間報告」という禁じ手まで使って、憲法違反の共謀罪創設法案を強行成立させた。

昨年8月下旬のマスコミ報道をきっかけに、今般の「共謀罪」問題は喫緊の課題として急浮上、10ヶ月足らずの阻止闘争であったが、今後の廃止を求める運動の発展を願い、この間の闘いを振り返る。

1 日弁連は、共謀罪法案対策本部の奮闘もあって、国会への法案提出反対の会長声明(2016.8/31)を皮切りに、反対の市民集会や院内学習会を繰り返し開催し、世論の喚起に努めた。日弁連内にある「政治活動と一線を画する」という消極意見を打ち破るためにも日弁連の集会等にはできるだけ参加するようにした。

日民協の司法制度研究集会(11/19)など各種集会に参加するとともに、団本部の治安警察委員会や、刑訴法改悪反対闘争とともに闘った法律家5団体(社文センター、青法協弁学、国法協、日民協、自由法曹団)と市民2団体(盗聴・密告・冤罪NO!実行委、盗聴法廃止ネット)の実行委員会の議論に参加した。これらの議論を経た団の反対意見書(11/2)や法律家5団体の院内集会、市民・法律家7団体共催の集会「刑訴法等改悪と共謀罪—えん罪はさら増える—」(神戸学院大内田博文教授、今市事件一木明弁護士講演等)などは、年明けの共謀罪反対運動の広がり大いに貢献したと思う。

2 法案上程阻止に向けての上記法律家5団体に、労働弁護団を加えた6団体は、「共謀罪法案に反対する法律家団体連絡会」(2017.2/27)を結成し、同日、「憲法違反の共謀罪創設に強く反対する共同声明」を発表した。その後、反核法協会も加わり、7団体の共同声明となり、法案提出前の3月16日には、市民も含む国会請願デモと院内集会を敢行し、「共謀罪」法案国会提出反対を訴えた。のちに、明日の自由を守る若手弁護士の会も参加し法律家8団体になった。

団本部の共謀罪対策本部の論議を経て作成された第2意見書(4/17)、リーフレットは、国会での法案審議中の闘いを広げる上で大いに役立ち、依頼者など知人友人への配布に努めた。マスコミ論説委員や民進党・共産党などの衆参法務委員らの懇談・意見交換にも参加もした。

3 3月上旬に結成された「共謀罪NO!実行委員会」(市民4団体と法律家5団体が事務局)は、国会前の抗議行動・集会、院内集会などを、「総がかり行動実行委員会」の協賛・共催で繰り返し開催した。法案の閣議決定当日3月21日の朝には、首相官邸前の抗議行動、以後、日比谷野音大集会と国会請願デモ、銀座デモ、国会正門前集会、議員会館前行動と最終局面では、連日のように国会周辺に出かけることとなった。

『共謀罪』なんていない!？」の執筆者足立昌勝氏らの呼びかけで結成された「共謀罪創設に反対する百人委員会」は、2017年3月7日の院内集会の後反対声明を発表し、閣議決定当日3月21日の院内集会では法案の閣議決定弾劾声明を採択し、全国キャンペーンの展開を提起。4月23日(日)には「一億三千万人共謀の日」として全国各地での集会、リレートーク、シール投票、駅頭スタンディングなど創意工夫に満ちた宣伝行動が行われた。百人委員会の行動にも日程が許す限り参加した。

- 4 共謀罪法案反対の会長声明が、52単位弁護士会全部で出された。問題点を指摘しつつも、残念ながら慎重検討・慎重審議を求めるにとどまる第一東京弁護士会の会長声明を除いては、すべての会の声明がいわゆる共謀罪の創設・国会日程に反対し若しくは法案の廃案を求めるものであった。

私が所属する第一東京弁護士会は、会員にも執行部にも共謀罪賛成の立場の人がおり、最後まで会長声明の出ない会の一つであった。有志22名で会長宛要請書を提出し、執行部と面談するなどし、反対の会長声明や反対する街頭宣伝への参加を求めた結果、ようやく会長声明は出たものの、「反対」とはいわなかったし、街頭宣伝などへの執行部の参加は否定的な回答しかなかった。東弁が共催を呼びかけた有楽町、池袋、北千住などでの駅頭宣伝には一弁も共催を決めたものの、執行部からは誰も参加はしなかった。上記池袋での駅頭宣伝には、弓仲を含め一弁会員2名(自由法曹団員)が参加した。理事者判断として執行部の参加しない宣伝には一弁の幟やタスキは貸せないとの不当な対応もあったが、最後は、意見書を提出するなど、タスキなどを借り受けて、参加した。

おわりに

不当にも違憲違法な共謀罪法が成立した今、成立阻止にむけともに闘った市民団体・法律家団体とともに、共謀罪法廃止に向けた闘いをともに始めよう。

ちなみに、共謀罪法の施行日(7月11日)には、施行に抗議し廃止を求める下記行動が開催される。都合のつく時間と行動に参加しよう。

記

1. 共謀罪NO!実行委員会・総がかり行動実行委員会：共催
 - 1) 7月11日(火)12:00~13:00 衆議院第2議員会館前
「私たちはあきらめない!共謀罪施行抗議!共謀罪は必ず廃止!安倍内閣退陣!7・11国会議員会館前行動」
 - 2) 7月11日(火)18:30~21:00 文京区民センター2A会議室
「共謀罪は廃止しなければならない7・11集会」
(※海渡雄一弁護士、小池振一郎弁護士の報告発言等予定)
2. 「ブッ飛ばせ!共謀罪」百人委員会(旧「共謀罪の創設に反対する百人委員会」改組)：主催
7月11日(火)17:30~18:30、新宿西口小田急百貨店前集会&宣伝
同日 午後7時11分に、新宿駅/西・東・南・東南口にて、一斉スタンディング!

八王子合同法律事務所の共謀罪法阻止の活動と今後の取組み

八王子合同法律事務所 白根 心平

八王子合同法律事務所では、この間、多くの弁護士が共謀罪法阻止のために地域の民主団体からの要請に応え学習会活動に取り組み、共謀罪法阻止の活動に取り組んできました。

私たちの事務所が行ってきた共謀罪法阻止の活動で特に意欲的に行ってきたことは定期的な街頭宣伝です。事務所の弁護士・事務局員有志で毎週金曜日の午後5時半から京王八王子駅前街頭宣伝行動を行ってきました。京王八王子駅前共謀罪反対と八王子合同法律事務所の旗を掲げ、弁士となる

弁護士がマイクを持ち、それぞれが共謀罪に対し、堂々とその危険性や問題点を訴えました。

弁士が訴えている傍で他の弁護士・事務局員の有志が自由法曹団のリーフレットを配って宣伝活動に取り組みました。

5月11日には、八王子地域の青年と事務所の弁護士・市議会議員とでJR八王子駅北口で街頭宣伝をおこないました。この日は、総勢20名近い人数で街頭宣伝を行いました。通りゆく人たちの注目も普段よりも一層おおきなものでした。市議さんが弁士を行い、弁護士・事務局員が通りゆく人にシール投票や共謀罪についてどんな印象を持っているなどか聞いてシール投票を促しました。

この日の取組みは非常に盛大に行われ、私自身も多くの人と一緒にやることが周りの人からの注目を集め、実際に活動している人間たちも力強く取り組むことへの後押しになるんだなと実感しました。

事務所では、既に共謀罪法廃止に向けた運動への学習会などに講師としての要請が来ており、事務所員一丸となって今後も共謀罪法廃止に向けたゆまぬ活動を続けていきます。

共謀罪に対すとりくみ：これまでとこれから

東京南部法律事務所 菊地 智史

1 これまでの取り組みのご報告

東京南部法律事務所では、2017年に入ってから一貫して、共謀罪に反対の声を挙げてきた。これまでの取り組みにつき、ご報告したい。

(1) 駅前街宣

複数回行われたJR蒲田駅東口ロータリーでの街宣においては、各弁護士が自分の言葉で共謀罪の恐ろしさを語り、道行く人に反対の声を届けた。団のリーフレットはカラフルで目立つため受け取りがよく、特にティッシュと一緒に配布すると何人かに一人といった高い割合で受け取ってもらえた。受け取ってくれた人の中には、「わたしは無力だから、弁護士さん頑張って共謀罪を止めてね、お願いね」と声をかけてくださった方もいて、大いに励みになった。また、多数の市民が署名に応じてくれ、関心の高さを感じた。

とはいえ、リーフレットの受け取りが目立ってよくなり署名にも応じて下さる市民が多くなったのは、共謀罪がテレビで露出し始めた頃からだった。それまでは、普通の街宣に比較すれば受け取りがよかった程度の印象である。もっと早い段階から一般市民に共謀罪の理不尽さを周知させることができなかつたのかを反省し、今後の運動に活かすための教訓としたい。

(2) 弁護士会街宣

また、事務所での街宣以外にも、弁護士会の街宣に弁護士を派遣した。有楽町駅や池袋駅といったより昼間人口の多い地域での街宣では、より多くの聴衆に反対の声を届けることができた。

(3) 学習会の開催

街宣活動以外でも、弁護士9条の会・おおたと連携し、第一法律事務所の三澤麻衣子団員を講師に迎え、大規模な学習会を開催した。政権与党は特定秘密保護法・戦争法制・共謀罪といった一連の法制で戦争のできる国に舵を切ろうとしているというお話は、一貫した法整備の流れの最終段階として共謀罪を位置づけるものであり、大田区における市民運動に弾みがついたと感じた。

(4) 弁護士各人の活動

更に、弁護士各人も、憲法カフェや学習会、国会前デモでのスピーチ等、様々な機会を捉え、共謀罪の理不尽さを訴えた。

(5) 強行採決直後の意思表示

そして、世論の反対を押し切って共謀罪の採決が強行された6月15日には、その日のうちに事

務所として抗議声明を発表した。加えて、翌日 16 日には、よりかみ砕いた内容の市民向けのメッセージを、新人弁護士のつぶやきという形で発信した。

(6) 情報の拡散

また、このような事務所の取り組みにつき、フェイスブックを活用して情報を拡散し、新しい方法で世論を喚起することを常に目指してきた。

2 これからの活動について

国会法違反の疑いが強く議会軽視に他ならない強行採決により共謀罪が成立してしまったことは、弁護士・事務局を問わず、所員にとり痛恨の極みであった。私個人、6月15日の朝、覚めることのない悪夢を見ているような気持ちで出勤したことを思い出す。

しかし、強行採決後速やかに抗議声明・市民向けのメッセージを発信したこと、その中で今後の戦いに向けた決意を表明していることから明らかなように、私達は絶望していない。今後は、共謀罪を廃止するための、また運用により死文化させるための戦いが始まる。具体的にどのような戦略を取り、どのような戦術を用いて戦うべきなのか。団や各民主団体と手を取り合って模索し、力強く実行してゆく所存である。

社会保険庁分限免職処分取消請求訴訟 東京地裁で一部勝訴判決

第一法律事務所 三澤 麻衣子

本年6月29日、東京地方裁判所民事第19部(裁判長・清水響裁判官)は、旧社会保険庁職員3人の分限免職処分の取り消しを求めた裁判で、原告1人の分限免職処分を取り消し、2人の請求を棄却する判決を行った。

全国7地裁で提起された訴訟で、不当判決が続いていた中、初の勝訴判決であり、裁判所が、社保庁バッシングの呪縛から逃れて、ようやく個々の労働者としての社会保険庁職員に目を向け、正当な利益を守った大きな一歩である。

判決は、分限回避義務の裁量権の逸脱・濫用について、本人の意に反する処分であることから「最終的な分限免職処分の段階に至るまでに、可能な範囲で、廃職の対象となる官職に就いている職員について、機構への採用、他省庁その他の組織への転任又は就職の機会の提供等の措置を通じて、分限免職処分を回避するための努力を行うことが求められる」とし、「特定の職員について分限免職処分を回避することができた相応の蓋然性があったにもかかわらず、社保庁長官等において当該努力を怠った結果、分限免職処分に至ったものと認められるような事情があるときは、当該職員に係る分限免職処分については、裁量権の逸脱又は濫用があったものとして、その効力は否定されるべきである」と基本的な考えを示したうえで、全体としては「分限免職回避のための努力は行っていた」としつつも、3人の原告の個別的な事情を踏まえた検討結果では、懲戒処分のない1人の原告(病気休職中の分限免職処分)について、機構発足前に社会保険庁からの正規職員の採用予定人員に欠員が生じていたことに着目して、「仮に追加募集がされていたならば、原告が正規職員として採用された相応の蓋然性もなお十分に存したというべきである」として、社会保険庁長官等が追加募集の努力を怠ったことから「社会保険庁長官等が分限免職回避努力を尽くさなかったことにより、その裁量の範囲を逸脱し又はこれを濫用したものとして違法となるというべきである。これに反する被告の主張は採用することができない」と処分取り消しの判断を行った。判決文も原告の個々の事情を丁寧に拾い、わかりやすい

論理を展開している。

他方で、全体としては「分限免職回避のための努力は行っていた」との判断に至る論理は、裁判所特有の煙に巻くような小難しい言葉を並べ立て、最後は、「政治判断」に逃げ込み、結果、分限免職回避努力義務の主体と裁量権については、政府・厚生労働省は努力義務に落とし、法的義務を否定し、任命権者である社会保険庁長官のみに限定した点は、年金制度に対する国民の不信の責任を、個々の職員に背負わせて逃げた政府を追認するものであり、極めて不当な判断である。その判決の姿勢、結論が、残る 2 人の原告に対する不当な判決を導いている。

政治判断で不当に職員の首を切れることなどあってはならない。岡村親宣団長いわく、政治が不当なことをやれば違法であり、それを違法だというのが司法の役割だ。

とはいえ、高かった裁判所の壁に大きな風穴を開けたことは事実。

東京事案での高裁での全面勝訴、全国事案での全面勝訴を目指す闘いに当事者、支援者、弁護団が勇気づけられた判決である。引き続き頑張ります。

Chubb 損保(チャブ損保)事件勝訴

～グレード降格・減給を人事権濫用で無効とした東京地裁判決～

東京法律事務所 今泉 義竜

5 月 31 日、Chubb 損害保険会社（チャブ損保）に勤務する労働者のジョブグレード降格に伴う減給などが争点となった事件で、労働者側勝訴の判決を勝ち取った（東京地裁民事 36 部・川淵健司裁判官）。

1 事案の概要

(1) ジョブグレード降格その 1

原告は、1999 年にチャブ損保の前身であるエース損保に入社し、数理部でグレード 7S と評価され保険料改定などの業務に従事していた。しかし、2007 年に内部監査部へ異動となり、その際にグレードが 7S から 6S に引き下げられ、手当が 2 万 5 000 円減額された。当時その具体的理由は告げられなかった。

(2) リハビリ勤務中の給与 1 割カット

原告は、2012 年に内部監査部の後藤部長からハラスメントを受けるようになり体調を崩し始めた。異動を申し出たが受け入れられず、不眠・うつ状態になった。それにもかかわらず会社からは PIP（performance improvement plan:業績改善プログラム）を実施されてさらに心身に不調を来し、2013 年 10 月から休職するに至った。

2014 年 1 月に復職したものの、リハビリ勤務扱いが 8 月末まで続き、その間給与が 1 割カットされる状態が続いた。

(3) ジョブグレード降格その 2

2014 年 9 月ようやく正式な復職が認められたが、人事部付きでの復職とされ、グレードが 6S から 5S へとさらに引き下げられた。

2 裁判所の判断

(1) ジョブグレードの降格について

被告は、ジョブグレードの降格について、①就業規則上の根拠がある②原告本人の同意がある③

引き下げに合理的理由があると主張したが、東京地裁判決は、これらをいずれも否定した。

ア グレード降格には明確な根拠規定又は同意が必要

東京地裁判決はまず、「本件降格は、労働者にとって最も重要な労働条件である賃金を不利益に変更するものであるから、労働者の個別の同意若しくは就業規則や賃金規程上の明確な根拠が必要というべきであり、かかる就業規則等の明確な根拠規定もなく、労働者の個別の同意もないままに、使用者が一方的行為により従業員のグレードを引き下げること(降格)は、人事権を濫用するものとして許されない」という判断基準を示した。

イ 就業規則上の根拠がないと判断

その上で、被告が就業規則であると主張していた社内向け資料について、「就業規則は、労働者の労働条件や職場規律に関する基本的事項を定める労使関係における準則であるから、その内容は具体的かつ一義的に明確なものであることが要請される。」と就業規則の定義を述べた上、上記資料について「制度の概要をまとめた説明用文書にすぎず、就業規則の一部に当たると認めることはできない。」と判断した。

ウ 真意に基づく同意もないと判断

さらに、降格その1、その2いずれについても、原告が異議を述べたことなどを認定し、自由な意思に基づく同意がなく、合理的な理由もないと判断した。

この労働者の同意の点については、「賃金に係る労働条件の不利益変更に関する労働者の同意の有無については、その判断は慎重にされるべきであり、当該同意が労働者の自由な意思に基づいてされたものと認めるに足りる合理的な理由が客観的に存在することが必要であると解される」として、昨年(2016年)の山梨県民信用組合事件(最高裁判平成28年2月19日第二小法廷判決)を引用している。

さらに、判決は、「被告は、十分な根拠もないままに原告の評価を引き下げ、原告から適応障害、抑うつ状態により治療中であり、対人関係によるストレスを避けるために配置転換等の職務上の配慮が必要との診断書が提出されたにもかかわらず、かかる措置や配慮を全く取らず、かえって原告に対する退職勧奨を繰り返し、そのような状況下で2度のPIPを実施し、その後原告が体調を更に悪化させたのであって、被告は原告に対し、極めて不適切な対応を繰り返していたものといわざるを得ない。」と踏み込んだ評価をした。

ブルームバーグやIBMなどの外資系企業を中心に、PIPという手法は実態としては退職勧奨の一環として利用されているものであるが、このPIPを含めた一連の会社の対応について判決が「極めて不適切」と指摘した点は、重要である。

(2) リハビリ中の減給について

リハビリ勤務として給与を1割カットとした点については、判決は「原告のリハビリ勤務は遅くとも同年5月末までで足りると認めるのが相当であり、同年6月以降も引き続き同年8月末までリハビリ勤務を継続し、基本給の1割減額を継続することは、被告の人事上の裁量権を逸脱した違法な措置というべきである。」と判断した。当初のリハビリ勤務・減給の同意の範囲を限定するバランスのとれた判断と評価できる。

3 本判決の意義

本判決当日、司法記者クラブで会見を行った。大手紙は取り上げてくれなかったものの、バズフィードジャパンの渡辺記者が『「トイレ離席するなら、書類にハンコをもらえ」50代男性課長が受けた仕打ち』との記事を配信してくれた。この記事は表題が秀逸であったこともあり、一時yahooニュースのアクセスストップとなり、ネット上では大きな反響があった。会社内部でも、部長が集められてマスコミ対応について指示がされるなどということがあったようだ。

会社は控訴を断念し、減給分を支払う旨連絡してきた。

もっとも、会社は裁判中の本年1月より新就業規則を制定し、新しいジョブグレード制を導入した。

これ自体の中身も問題であり、これをめぐって紛争が継続しかねない状況ではある。

近年、ジョブグレード制を採用する企業も多くなっている。法律相談の経験上、実際には使用者による恣意的な減給を許す隠れ蓑のように使われているケースが多い。恣意的な減給に対する歯止めとして本裁判例が活用されることを願う（東京法律事務所ウェブサイトのニューストピックスに判決全文を掲載）。

埼玉×三多摩憲法ミュージカル「キジムナー」

三多摩法律事務所 森田 めぐみ

三多摩地域では8年ぶりの復活となった憲法ミュージカルは、5月20日・21日の浦和での2公演、同27日の立川での2公演、計4公演で約4400名の方にご来場頂き、大成功のうちに幕を下ろすことができました。

今回の作品「キジムナー」は、ガジュマルの木に棲む精霊であるキジムナーの目を通して、72年前の沖縄戦、そして現在の沖縄の抱える問題を映しだし、平和とは何か、民主主義とは何か、共生とは何かを問いかける物語。

一般公募で集まった5歳から69歳までの市民88名が、1月から180時間以上の稽古を重ねる中で、互いを尊重しながら助け合い、歌やダンスに挑戦するだけでなく、学習なども通してテーマに向き合いました。得意不得意関係なく、全員が舞台上で輝くその姿は、個人の尊厳の輝きそのものでした。



憲法ミュージカルは、1993年に埼玉にて若手弁護士の呼びかけで産声を上げました。10年間毎年その時々々の時事問題等をテーマにして取り組まれていましたが、2002年に中締めとなり活動を休止していました。その後憲法ミュージカルは山梨や大阪にも広がり、東京の三多摩地域でも、「心で憲法を感じてほしい」と2007年から3年間、地域の若手弁護士が呼びかけて取り組みましたが、続けることが難しく、活動停止となっていました。

今回の復活は、その時にまいた憲法の種が、出演者をはじめ関わった人の中に確実に芽吹き、根を張り、花を咲かせたからこそその復活でした。

元出演者や、家族が出演して観劇した人など、当時小学生や高校生で現在20代半ばとなったメンバーが原動力となったのです。

2年前の安保法制の強行採決がなされる頃から準備は始まりました。呼びかけたのは元出演者・実行委員のメンバーで、20代の若者を中心に「今こそ憲法ミュージカルが必要だ」と立ち上がり、沖縄を題材とした2007年作品「キジムナー」を上演することを決定しました。

最初は、『いつかやりたい』ではいつまで経っても進まない。できる規模、できるやり方を検討していこう。」と数名で話し合ったところからスタートしました。出演者100名で1000人以上の大ホール会場にて複数公演をするこれまでのやり方にこだわらず、数十名の出演者で小ホールでの公演でもいいじゃないかと。しかし、少しずつ話を具体化する中で、2地域での開催を決定。各地域で出演したい人がそれなりの数いるよねと、やっぱり目標は100名、予算を立てるとやっぱり1000名以上の

会場で 2 公演ずつはやらないと……。結果、過去の企画より公演地は減ったものの、4 公演で 4000 人以上の動員を目指す事に。

大規模な企画を、これまでと違い専従者を置かずに（置けずに）事務局メンバーで分担しながらの日々は想像以上に大変なものではありましたが、憲法ミュージカルだからこそやれたことが数多くありました。憲法について考えたことのなかった出演者も、稽古の中で体感し体現していく。そして自分が感じる・考えるだけでなく、周りの人に伝えていく。また、観客も、本番終了後の送り出しの際に、私たちスタッフに向けて「ありがとう」「種は確実に受け取りました」と言って帰っていく。憲法ミュージカルは明確な答えを提示せず、「あなたはどうか考えますか」と問いを投げかけます。憲法運動としては回り道をする企画かもしれませんが、小学校低学年から 80 歳以上の方まで、幅広い世代の心に訴えかけるこの取り組みに、改めて希望を感じました。時期としても、辺野古の埋め立て工事が動き出し、更には共謀罪などの重大法案が国会で審議される中での憲法ミュージカル「キジムナー」の上演は、非常に大きな意味を持つものとなったと思います。

最後になりましたが、埼玉でも、三多摩でも、過去の作品で中心となったのは団員の先生方でした。そして今回も快く力を貸してくださり、一緒に作り上げてきました。心から尊敬するとともに、感謝の意を表します。

そして私がこの活動に今回の形で取り組めたのは、団事務所だからこそでした。支え、応援してくれた所員の皆さま、本当にありがとうございました。

東京都議会議員選挙弾圧対策本部の活動報告

事務局次長 樋谷 賢一

自由法曹団東京支部及び日本国民救援会東京都本部は、6 月 7 日、東京都議会議員選挙弾圧対策本部の第 1 回会議を行いました。当日は、自由法曹団東京支部から、小部支部長、長尾幹事長、平松事務局長が、国民救援会東京都本部から、寺下会長、山崎事務局長が出席し、情勢分析・今後の対応等について協議しました。

6 月 13 日には、上記メンバーにて、東京都選挙管理委員会、東京簡易裁判所令状部、東京地方裁判所刑事第 14 部、警視庁、東京都公安委員会に、公正な選挙の実施等を求める要請を行いました。当日は、あいにくの小雨でしたが、いずれの担当者も当方の要請に真摯に耳を傾けていま



した。特に、東京地裁では、事前に連絡をしなかったにもかかわらず、打合せ室に通され、主任書記官に対応してもらえました。

6 月 28 日には第 2 回会議を行い、情勢分析・情報交換を行い、情報を共有しました。

自由法曹団東京支部と日本国民救援会東京都本部は、引き続き連携して、公正な選挙実施の実現に努めていく所存です。



学習会「家庭教育支援法って何？」ご参加を！

事務局次長 仲里 歌織

自民党が議員立法で国会提出を目指している「家庭教育支援法案」は、あるべき「家庭教育」を定め、国が家庭に介入・支配していく法案です。

この法案は、家庭への介入・支配という観点からも、また、憲法 24 条を否定し、子どもの思想良心の自由、学習権、成長発達権を侵害する観点からも極めて問題であるため、団本部では、2017 年 3 月 28 日に、「家庭教育支援法案の提出に反対する」意見書を出しました（意見書の詳細は団HPでご確認ください）。

また、3 月 31 日には、団本部の教育問題委員会を中心に、自民党本部、公明党本部に行き、家庭教育支援法案の問題点を伝え、提出しないよう要請活動を行い、4 月中旬には議員要請も行ってきました。

現時点で法案は国会提出されていませんが、既に各地では家庭教育支援条例案が短時間のスピード審議のもと可決される等の動きもあり、公権力による家庭への支配等の問題は深刻です。

そこで、団では新日本婦人の会や全日本教職員組合との共催で、家庭教育支援法案の問題点を学ぶ学習会を企画しました（詳細はチラシをご覧ください）。

ともに学び、家庭教育支援法案を国会提出させない運動へとつなげていきましょう。ぜひ多くの方の参加をお待ちしております！

【開催日時】2017 年 7 月 30 日（日）13：30～16：00（開場 13 時）

【場 所】機械工具会館ホール（6 階）

東京都港区芝 5 -14-15（都営浅草線三田駅 A3 出口・徒歩 5 分）

【内 容】講演：立命館大学教授 二宮周平さん「家庭教育支援法—その背景とねらい」

その他：戦時家庭教育指導要項の超訳、現場からの報告、質疑応答など

【資料代】300 円

【共 催】自由法曹団・新日本婦人の会・全日本教職員組合

2017 年 11 月 11 日

第 11 回東京働くものの権利討論集会へご参加を

事務局次長 大久保 修一

11 月 11 日（土）12 時 30 分から、東京労働会館 7 階ラパスホール（豊島区南大塚 2-33-10）において、「第 11 回東京働くものの権利討論集会」が開催される。内容は以下のとおりである。

今年の記念講演においては、安倍「働き方改革」の問題点を改めて整理するとともに、労働時間の在り方を経済的視点から分析することが予定されている。

分科会には、毎年、多くの労働組合及び組合員が参加し、喫緊の課題について、情報共有と意見交換を行っている。労働組合との交流を深める機会にもなるため、多くの弁護士、特に若手弁護士に積極的に参加していただきたい。

① 記念講演

講師 和田 肇 氏 名古屋大学教授

黒田 祥子 氏 早稲田大学教授

② 分科会

- i 非正規労働者の権利闘争と組織化
- ii 要求前進、権利擁護のための団交権活用の仕方
- iii 労働争議をどうすすめるか、勝利の経験に学ぶ
- iv 長時間労働・ハラスメント・メンタルヘルスのたたかい

杉並総合法律事務所開設(正確には移転)のお知らせ

杉並総合法律事務所 三浦 佑哉

もう既にご存知の方も多いかと思いますが、私と長澤彰団員は、2017年3月1日付で、代々木総合法律事務所を退所し、川村武郎団員とともに杉並総合法律事務所を開設しました。「開設」といえど、「川村武郎法律事務所」の名称を「杉並総合法律事務所」に変更して、私と長澤団員がそこへ移るという形ですので、「移転」が正確です。どちらでも良い話ですが……。

事務所所在地は「杉並区成田東5-39-11 ビジネスハイツ阿佐ヶ谷204」でして、区役所などがある丸の内線「南阿佐ヶ谷駅」が最寄り駅です(JR阿佐ヶ谷駅からも徒歩8分くらいです)。杉並区で40年以上活動している代々木総合出身の川村団員からのお誘いがあり、このような運びとなりました。

代々木総合とは決して喧嘩別れではなく極めて円満な関係を保っておりますので、その点だけは誤解されないようお願いいたします(笑)。今後も色々と協力しつつ活動していくつもりです。定期的に合同会議を設けて、あれこれ議論していますが、今後の最重要議題は、秋の团支部ソフトボール大会で、杉並総合の所員が、①「代々木フェニックス」に混ぜてもらえるのか、②混ぜてもらえるとしてチーム名はどうなるのか(「杉並」の文言を入れてもらえるのか)、③終了後の懇親会に誘ってもらえるのか、になりそうです。妥協せず、徹底してたたかいたいと思います。

自由法曹団や団員の皆様には、様々な活動、弁護団事件で大変お世話になってきましたが、今後も何ら変わらず、むしろより一層のご指導ご鞭撻を賜りながら活動していきたいと考えております。

新事務所を立ち上げて約4カ月が経ち、事務所の運営体制、仕事の処理方法等含めてようやく落ち着いてきましたが、同時に、所員が少ないゆえの寂しさも若干感じております。ですので、お近くに寄られた際には、是非ともお立ち寄り下さい。所員が全然甘いものを食べず、依頼者からいただいた菓子折りが大量に余っておりますので(お酒は私が他の所員分も持って帰っていますが)、それでおもてなしさせていただきます。

杉並区に根差して、憲法・平和・人権を擁護する活動に全力で取り組んでまいりますので、今後もよろしくようお願い申し上げます。

はじめまして 新入団員自己紹介

ひめしゃら法律事務所 佐野 千春

はじめまして、2016年12月に弁護士登録をした修習69期の佐野千春と申します。

私は、2017年1月に日本司法支援センター(法テラス)のスタッフ弁護士として採用され、今年1年間、立川のひめしゃら法律事務所にて養成を受けています。

私が弁護士を目指したのは、地方公務員だったときに、様々な地域に住む人々や状況にある人々と

話をする機会がありましたが、その人々が抱えている問題の解決の方法にやや疑問を持ったことがきっかけでした。

どのような地域に住んでいる方や状況にある方であっても、法律問題に巻き込まれる可能性はあります。その中で、裁判所や弁護士へのアクセスが上手くいかないことで、紛争解決が遅れたり、客観的にみれば不公平な解決となっていることもあるように思いました。

いろいろな紛争解決手段を知った上で、裁判所や弁護士の活用をしないという選択の結果であれば良いのですが、そもそも利用を思いつかない方もいらっしゃると思います。

そこで、そのような方々への司法アクセスの改善をしたいということで、弁護士を目指し、法テラスのスタッフ弁護士となりました。

自由法曹団については、修習生のときに知りました。

私の周囲の、法曹関係者でない親戚や友人でも原発訴訟の原告団に参加したり、デモ活動に参加するなどをしている人がいますが、その親戚や友人から、弁護士が自分たちの言動を守ってくれる活動をしていることがどれだけ心強いかという話をよく耳にします。

社会の問題から目を背けずに、問題に向き合おうという人々がいるからこそ、より良い社会が作られていくのだと思います。誰かが声をあげなければ変わらない問題も多くあると思います。

どのような人も自由に意見を言えるような社会を大事にしたいです。

団の活動としては、先日の群馬県磯部で行われた5月集会に初めて参加しました。

諸先輩方の活動に感動し、心強く思いました。

自分ができることは限られていますが、まずは、社会の問題を見ようとするところから始めたいと思います。

そして、1人ではなく、多くの仲間とともに活動をしていきたいと思います。

自由法曹団の先輩の皆様、今後ともご指導ご鞭撻のほどよろしくお願いいたします。

東京支部 今後の取り組み

秋以降の安倍政権による改憲に備え、 サマーセミナー(8月25日～26日)にご参加ください！

事務局次長 船尾 遼

1 青井美帆教授(学習院大学)をお招きして安倍改憲の法的問題点を学びます

安倍首相は、秋の臨時国会で憲法改正の議論をしたいと発表しています。

安倍政権の支持母体である日本会議は、「これがわれらの憲法改正提案だ～護憲派よ、それでも憲法改正に反対か？」という本を出版し、緊急事態条項の創設・自衛隊の存在を憲法に明記すること・家族保護条項の創設を3つの柱として、現実的な路線での憲法改正を提案しています。そこには、憲法9条1項・2項に手を入れず、3項に自衛隊を明記することにより護憲派を分断することができると、日本会議の赤裸々な本音が記載されています。

自由法曹団東京支部として、また各弁護士が、秋以降の護憲運動を展開するに際して、憲法9条3項の創設にどのような法的問題点があることを学び、市民に対してどのように説明するか議論することが不可欠の情勢になっています。

団員、および各事務所の事務局員におかれましては、このような学習をする絶好の機会ですのでぜひご参加いただけますようお願いいたします。

2 東京支部として、また各事務所で秋以降にどのような運動をするか議論をします

上記のような情勢を踏まえて、サマーセミナー2 日目は秋以降に東京支部、各事務所でどのような運動をするか議論を行う予定です。

戦争法、刑事訴訟法改悪、共謀罪の際、自由法曹団東京支部では、日比谷野音での集会や請願デモ、各地域での取り組みなどを積極的に行いました。

これらの各事務所で経験を報告しあい、これを踏まえて議論し、秋以降にどのように運動をつくっていくか議論をします。各事務所からは是非これらの経験を語る事ができる団員のご参加をお願いいたします。

3 申込用紙に必要事項を記載の上 8月16日までに FAX をお願いいたします

支部ニュースに申込用紙を折り込んでいます。69期の団員、事務局は費用面で補助がありますのでお気軽にご参加ください！

■日 程 8月25日(金) 13:00~26日(土) 12:00

1日目 講演 「自民党改憲案の狙い」(仮) 青井美帆 学習院大学教授
夕食懇親会

2日目 秋からのたたかひに向けて各地域・事務所の報告と討論

■場 所 ホテルリゾーピア熱海

※全日程 1万7000円(1泊2食、会議費含む) 夕食懇親会まで1万円、懇親会より1万5000円、会議のみ3000円

※ 当日現金にて集金します

※ 69期と事務の方は1万円

7月渋谷・新宿地域幹事会のお知らせ

幹事長 長尾 宣行

7月の支部幹事会は、渋谷・新宿の地域に出張をして、開催します。一般の支部幹事、団員のほか、とりわけこれらの地域で活動をされている団員、さらには中野、杉並、あるいは目黒、世田谷等の地域で活動をされている団員も多数ご参加ください。

最近の新聞報道によれば、自民党は、来年6月に改憲発議、そして来年の内に国民投票、総選挙とのダブル投票ということも視野に入れて、準備をすすめていくということです。今年後半は、これまでも増して改憲阻止のための広範かつ強固な運動体制づくりが急務となるでしょう。市民連合等の状況も含め、各地の状況について交流します。

さらに、都議選の結果を踏まえ、都政の課題等についての討議も予定しています。

また、渋谷・新宿地域等で活動をする団員が関与をしている最近の事件や運動の取り組みについて、個別に報告を受けたいと思います。

【渋谷・新宿地域幹事会】

◎日 時 7月19日(水) 午後2時~5時

場 所 渋谷区勤労福祉会館 2階会議室

渋谷区神南1-19-8 電話 3462-25 11

渋谷駅西口からパルコ方向へ、徒歩約8分

幹事会終了後は懇親会があります。懇親会にも多数参加して、大いに盛り上がりましょう。

6月21日幹事会議事録

■通常国会（6月18日閉幕）を振り返って

- 共謀罪法案の強行成立－委員会採決の省略・中間報告・本会議採決という異常な手法
- 森友学園，加計学園問題
- 憲法審査会
- 天皇の生前退位問題－特例法の成立

■改憲・海外派兵等の情勢

◎安倍首相の改憲宣言（5月3日）と以降の情勢

- ・2020年に改憲施行
- ・自民党憲法改正推進本部の動向
- ・内容－ 9条3項追加による自衛隊海外派兵の合憲化，緊急事態条項，教育の無償化，一票の格差と合区の解消

○国際情勢

- ・北朝鮮の弾道ミサイル発射等をめぐる情勢
- ・米トランプ政権のロシアとの癒着疑惑

○海自護衛艦による米補給艦防護の実施（5月1日）

○取り組み

- ・団本部憲法合宿（8月30日～31日，於・熱海，講師・渡辺治一橋大学名誉教授）

■沖縄関係

○辺野古沖新基地建設問題

- ・政府は護岸工事に着工（4月25日）
- ・県は工事差し止め訴訟提起，仮処分申し立ての方針

○高江のヘリパッド建設問題

- ・東京からの機動隊派遣についての住民訴訟・第2回弁論（6月21日 am. 11:30）

■刑事司法・弾圧関係

◎共謀罪阻止のための取り組みを振り返って

- ・3/14 学習会（講師・小池振一郎団員），飯田橋駅東口宣伝（国民救援会都本部と合同）
- ・3/16 法律家団体国会デモ
- ・5 /1 メーカー大宣伝（於・原宿神宮橋，国救都本部と合同）
- ・5 /24 銀座大宣伝（於・銀座マリオン前，国救都本部・法会労と共同）
- ・団本部作成リーフレットの活用
- ・日比谷野音・国会周辺等での取り組みへの参加
- ・都内各地での集会・学習会・街頭宣伝等の取り組み状況

○少年法の適用年齢引き下げ

○都議選（6月23日告示，7月2日投票）にあたっての弾圧対策

- ・国救都本部と弾圧対策本部結成（6月7日）
- ・都選管・東京簡裁令状部・地裁14部・警視庁・都公安委員会要請（6月13日）

■労働関係

- 「ニッポン一億総活躍プラン」、安倍「働き方改革」などについて
 - ・「働き方改革実行計画」発表（「働き方改革実現会議」3月28日）
 - ・残業代ゼロ法案継続審議
 - ・解雇の金銭解決
- 労働基準監督官の「民間委託」問題
- ◎今後の取り組み
 - ☆第11回東京働くものの権利討論集会(11月11日 pm.0:30, 於・ラパスホール)
 - 第11回東京働くものの権利討論集会の記念講演は、和田肇名古屋大学教授、黒田祥子早稲田大学教授を予定。
 - 時間外労働の上限規制について年720時間とされているが、休日労働を含めると最大960時間になるカラクリとなっている。また、上限規制とセットでプロフェッショナル労働者の時間外労働規制が撤廃する法案が出される可能性があるため注視する必要がある。
 - 解雇の金銭解決制度について議論されており、来年度に法案が上程されるのではないかとされている。例外的に使用者からの申立も認められる可能性がある。
新たな解決制度の創設だと言われているが、金額水準が設けられると、かえって労働者の不利になる可能性がある（現状では、上限1年～1年半という意見が出されている）。
 - 労働基準監督業務の民間委託についても議論されている。厚労省は消極的だが、社労士連合会は積極的な意見を出している。議論の行方を注視する必要がある。

■教育関係

- 教育勅語「活用」の閣議決定（3月31日）
 - ・撤回を求める支部長声明（5月15日）と文科省・内閣府要請（5月31日）
- 家庭教育支援法案
 - ・団・新婦人・全教共催の集会（7月30日 pm.1:30, 於・虎ノ門）
- 学習指導要領の改訂
- 道徳の教科化
- 教育公務員特例法改正問題－教職員の政治活動禁止違反に罰則
 - 現在、来年度から小学校で使用される教科書の展示会が開催されている。展示会に参加して意見を提出するよう呼びかける。特に、道徳の教科化には反対の意見を述べて欲しい。教育出版の教科書には、国歌・国旗を大切にしよう求める記述等もある。
 - ファックスニュースで展示会への参加を呼びかける

■震災・原発関係

- 国の責任を認めた前橋地裁判決（3月17日）
- 高浜原発・大阪高裁の再稼働認容決定（3月28日）
- 今村雅弘復興大臣が「自己責任」発言（4月6日）・「東北でよかった」発言で辞任（4月26日）

■都政問題

- 都議会・都議選情勢
- ◎築地市場の豊洲移転問題
 - ・都議会百条委員会の審議終了（4月26日）、浜渦元副知事らを偽証告発へ
 - ・小池知事の方針表明（6月20日）
- 横田基地オスプレイ配備問題
- 立川・生活保護廃止自殺問題

- オリンピック村用地売却をめぐる住民監査請求
 - 都市計画道路特定整備路線の問題
 - ・板橋（大山）・北（志茂）などで訴訟の取り組み
 - 羽田低空飛行問題
 - ・港での取り組み
- 築地市場の豊洲移転問題について、小池知事の方針説明。折衷案という論評もあるが、築地はいったん閉じることになるので、実質的には豊洲移転ではないか。支部としては、当面情勢を注視することとする。
- 中央区晴海五丁目西地区（オリンピック・パラリンピックの選手村予定地）の低廉譲渡に対する住民監査請求について、違法・不当な財産の処分ではないとする監査結果が公表された。今後、住民訴訟を提起する予定である。

全国弁護士グループの先生と職員の皆様をお守りします！

全国弁護士グループ『弁護士休業サポートプラン』

団体所得補償保険＋団体長期障害所得補償保険（GLTD）

主な特徴（2つの制度共通）

- 保険料は全国のスケールメリットを活かした**団体割引25%**
- ご加入手続きは簡単で、**医師の診査も不要** ※告知書の内容等によりご加入が制限される場合等があります。
- 国内外や業務中・外を問わずワイドに補償し、保険金請求も簡単**です！

長期療養に備えての補償の充実化をお勧めします！

【① 所得補償保険】

- 病気やケガによって就業不能となった場合、**月々の所得を1年間、または2年間補償**します。 ※医師の指示に基づく自宅療養も対象
- ワイドプランでは、入院による就業不能時は、手厚く補償**します。
※D・E・F・R・S・T型の場合
- 所定の精神障害による就業不能も補償**します。

<保険料表>

スタンダードプラン、A型、支払対象外期間7日、団体割引25%、職種別1級、保険期間1年、精神障害補償特約セット、
保険料単位：円（保険金額10万円あたり）

| 対象期間 満年齢 | 対象期間 | |
|-------------|-------|-------|
| | 1年 | 2年 |
| 25歳～29歳 | 820 | 990 |
| 30歳～34歳 | 1,000 | 1,250 |
| 35歳～39歳 | 1,260 | 1,640 |
| 40歳～44歳 | 1,570 | 2,100 |
| 45歳～49歳 | 1,870 | 2,540 |
| 50歳～54歳 | 2,170 | 3,000 |
| 55歳～59歳 | 2,300 | 3,230 |
| 60歳～63歳 | 2,410 | 3,420 |

【② 団体長期障害所得補償保険（GLTD）】

- 病気やケガによって就業障害となった場合、**最長70歳まで長期に補償**します。 ※医師の指示に基づく自宅療養も対象
- 所定の精神障害による就業障害も補償**します。 ※最長2年間
- 長期間の補償となるため、インフレによる保険金受取金額の目減りがないよう**物価指数の上昇に連動してインフレスライド**させてお支払いします。

<保険料表>

団体割引25%、保険期間1年、精神障害補償特約セット、
保険料単位：円（保険金額10万円あたり）

| 対象期間 満年齢 | 対象期間：70歳まで ※加入時65～69歳の方は一律1年 | | | |
|-------------|------------------------------|-------|-------|-------|
| | 支払対象外期間 372日 | | 737日 | |
| | 男性 | 女性 | 男性 | 女性 |
| 25歳～29歳 | 993 | 875 | 949 | 843 |
| 30歳～34歳 | 1,083 | 1,163 | 1,018 | 1,109 |
| 35歳～39歳 | 1,340 | 1,712 | 1,252 | 1,635 |
| 40歳～44歳 | 2,026 | 2,785 | 1,885 | 2,645 |
| 45歳～49歳 | 3,048 | 4,131 | 2,843 | 3,886 |
| 50歳～54歳 | 4,667 | 5,865 | 4,293 | 5,441 |
| 55歳～59歳 | 6,368 | 7,010 | 5,701 | 6,303 |
| 60歳～63歳 | 6,954 | 6,591 | 5,730 | 5,453 |

★本ご案内は概要のご説明資料です。詳細のお問い合わせ・資料のご請求は下記へお願いします。

<取扱代理店>

株式会社 宏栄

〒107-0062 東京都港区南青山1-10-3 橋本ビル3F
TEL：03 (3405) 8661

<引受保険会社>

損害保険ジャパン日本興亜株式会社

〒100-8965 東京都千代田区霞が関3-7-3
TEL：03 (3593) 5112

(SJ13-08976、平成25年11月11日)